日・EU経済連携協定改正議定書

（正式名称：経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定を改正する議定書）

背　　景

- 日・EU経済連携協定（EPA）（2019年2月発効）は、協定発効後３年以内に「データの自由な流通」に関する規定の必要性を再評価すると規定（第８．８１条）。
- 欧州進出日系企業は、「データの自由な流通」に関する規定は一層安定したビジネス環境の構築をもたらすとして導入に強い関心。適切に個人情報が保護されることで、電子商取引が発展し、消費者にもメリット。
  →同規定に基づき2022年10月から交渉を開始。
- 2023年10月28日、第４回日EUハイレベル経済対話（於：大阪）において、本議定書に関する交渉の大筋合意を確認。2024年１月31日、ブリュッセルで署名。

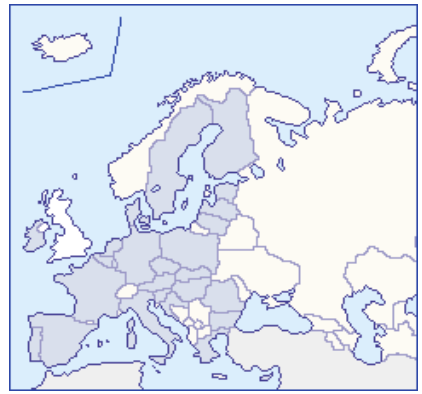

＜ＥＵ概要＞
構成国　27か国
（ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、クロアチア、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン）
総人口：4億4673万人（2022年）
（日本の約3．7倍）

主な内容

- 情報の電子的手段による国境を越える移転に関する規定の追加
  →原則として下記の措置の採用・維持が禁止される。
  ①情報の処理に関して、自国の領域内のコンピュータ関連設備又はネットワーク構成要素の使用を要求すること。
  ②情報の保存又は処理に関して、自国の領域における情報のローカライゼーションを要求すること。
  ③①～②を情報の国境を越える移転の条件とすること。
  ④他方の締約国における情報の保存又は処理を禁止すること。
  ⑤自国の領域への情報の移転を禁止すること。
  ⑥他方の締約国への情報の移転の前に自国の事前の承認を要求すること。
  →上記追加に伴い、金融サービス情報の移転・処理に関する規定（第８・６３条）は不要となり、削除のための調整規定を置く。
- 双方が個人情報保護の法的枠組みを採用・維持すること等に関する規定の追加

早期締結の意義

- EUは、４億人以上の人口を有し、世界貿易の約３割を占める巨大な経済圏。共通の価値及び原則に基づく日本の重要な戦略的パートナー。
- 本議定書の締結により、情報の電子的手段による国境を越える移転を促進することを通じ、日本とEUとの間の経済連携が一層緊密なものとなることが期待される。